

議案第54号

武藏野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正  
する条例

武藏野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月武藏野市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
第3条 減給は、1年以下の期間、給料の月額の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。	第3条 減給は、1年以下の期間、 <u>その発令の日に受ける給料の月額の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受けれる給料の月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u>	字句の追加 後段の追加
2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは「報酬の額」と、「給与」とあるのは「報酬」とする。	2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>その発令の日に受ける給料の月額</u> 」とあるのは「報酬の額」と、「給与」とあるのは「報酬」とする。	字句の追加

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえるほか、所要の改正をするものである。